

障害者の安心施策立案検討会報告

平成 25 年 6 月 25 日

1 はじめに

○本市の障害福祉施策の見直しについては、平成 24 年 11 月 20 日の宇部市地域自立支援協議会において、「障害福祉施策の見直しに関する検討会」から、下記の報告が了承された。

障害福祉施策の見直しについては、以下の事項に配慮することを条件に、心身障害者福祉手当を廃止して、代替策としての安心施策の実現を目指すこと。

- ・障害者関係団体からの新規施策や施策の充実への意見・要望は多岐に渡っていることから、その実現に向けては、官民協働で実施すること。
- ・制度の見直しには、実際に心身障害者福祉手当の支給を受けている障害者の理解が必要であり、理解を得るに相応しい周知方法とその期間に配慮すること。

2 障害者の安心施策立案検討会の設置

○こうした中、今後の心身障害者福祉手当の検討においては、手当に代わる代替策としての安心施策が求められることを踏まえ、平成 25 年 2 月 8 日に、宇部市地域自立支援協議会設置要綱第 5 条による実務者会議として、「障害者の安心施策立案検討会」を設置し、(1)本市の障害者(児)が求めている安心について、(2)緊急時の対応の現状について、(3)教育等における障害者理解の現状について、(4)必要な安心施策について を検討した。

3 本市の障害者(児)が求めている安心について

○安心の種類にも、現在の安心、将来の安心、緊急時の安心とあり、その時その場で安心の意味は変わる。

○障害者(児)の家族からの意見では、短期入所(ショートステイ)の確保が困ったこととして挙げられている。保護者亡き後の不安や、保護者にもしものことがあった時の不安に対応できるよう、急な体調不良など、緊急時に対応できる場や人の確保が重要になる。

○自立に向けた住まいを確保する上で、地域の人々の理解が乏しい。障害者は貸主の抵抗感や保証人確保の難しさから民間の賃貸住宅への入居が難しい。

○市民の中には、障害のことがよく分からないために、まだ偏見がある。認知症サポーター制度のように、店舗や個人にサポーターマークをつけてもらったり、子どもたちに障害を知ってもらうために独自の教材を作成したりするなど、具体的な方策が必要である。

○以上から、障害者の安心に関わるキーワードとして、「居場所」と「地域の理解」が挙げられる。

4 緊急時の対応の現状について

○平成26年度の末までに、障害福祉サービスの利用者全員に計画相談支援事業（サービスを調整する人）をつけることになっているが、利用できる施設の空きがなければ緊急時の対応は難しい。

○現在は短期入所など、必要になってから急にサービス事業所を探し始める人がほとんどで、もしものときに備えて普段からサービス事業所を利用するなどする人はまだ少ない。

○施設側で受け入れられない理由には、そもそも空きがなく受け入れられない場合と、本人のことがよく分からないので受け入れをためらう場合がある。緊急時に備えて普段からの施設との関係づくりが重要である。

○実際には、施設側に空きがあっても、障害の種類や行動の特性などが理由で受け入れてもらえないことがある。

○本市の「あいてるショート」事業とは、介護保険の短期入所と障害者の短期入所の情報を一元化し、施設の空き情報を宇部市のホームページに掲載している事業であるが、実際には、障害の事業者側が情報を入力できていない。

5 教育等における障害者理解の現状について

○社会に出て地域に帰って来たときに、つながりがあることを望まれ、障害が重度であっても、地域の学校の特別支援学級で教育を望まれる保護者が増えている。要望により、特別支援学級の新設が増えている。

○特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級の児童生徒が交流や共同学習を行うことで、障害に対する理解が進んでいる。その結果として、出来ないことを補い合ったり、手話等に興味を持ったりする気持ちにつながり、学年全体が優しく落ち着いた様子になるという波及効果がある。

○総合支援学校と交流している学校もあり、グループに分かれて授業の中に参加したり、学校全体を見学したりしている。

○子どもたちができるだけ早いうちから、障害について知る機会をつくることが必要であり、そのためには、福祉だけでなく教育との連携が必要になる。障害者(児)とともに地域で生活することを、特別なことでなく自然なこととして感じられるようになることが理想である。

○子どもだけでなく、大人も含めてより多くの人に、障害について知ってもらうことが重要であり、啓発の方法についての工夫が必要である。

○講演に慣れている方を招くのではなくて、障害のある方などを招いてふれあい、実体験を交えて話をすると分かりやすい。

○障害に関する話を聞いただけでは、先入観にとらわれることもある。少しずつでもいいので一緒に生活をする、共同の場を設けること、例えば、学校で一緒に生活をする、地域の中で一緒に過ごせる場所があることの方が障害に対する理解が進む、という意見があった。

6 必要な安心施策について

○以上の検討から、本検討会では、今後の心身障害者福祉手当に代わる安心施策として、次の安心施策を提案する。

(1)在宅の障害者が、日常介護を行う者の疾病その他の理由で介護を受けることができなくなるなど、緊急に支援が必要となった場合において、在宅生活における不安解消と安全確保を図る施策。

(2)通常の学級に在籍する障害がある児童やその疑いのある児童に個に応じた学習支援や生活支援を行い、確かな学力と人と関わる力を身につけさせる施策。

(3)発達障害に対する支援を推進するための中核的な拠点施設として、発達障害(自閉症スペクトラム,注意欠如・多動性障害,学習障害等)等のある方とそのご家族が安心して、そして豊かに生活できるよう支援する施策。

(4)児童生徒及び教員が、障害のある方とのふれあいを通して、障害に対する理解を深め、偏見や差別のない共に生きる地域社会をつくる人材となるよう支援する施策。

7 おわりに

○本検討会では、

- ・在宅で生活している障害者(児)の介護をしている方の緊急時への支援が必要である。
- ・また、教育における交流と共同学習の充実が重要である。
- ・他方、心身障害者福祉手当の検討において求められる手当の代替策としての安心施策の検討であり、手当の方向性が見えた段階で、改めての整理が必要である。

という認識のもと、議論を重ねてきた。

○そのため、提案した内容等については大まかな方向性とあくまでも現段階での具体例であり、今後の状況等を踏まえ、先進的な種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要である。

○また、本報告において整理した現状についても、今後のそれぞれの分野における状況等の進展に応じ、見直しを図っていくことが必要である。

○本報告を踏まえ、本市において障害のある人が安心して生活できるとともに、教育活動において、児童生徒の障害に対する正しい理解を図る機会が確保されることを期待する。

○最後に、安心施策の実現が、障害者基本法の目的にある、障害の有無によって分け隔てられることのない共生する社会の実現に向けて、障害のある人とない人が隣人として暮らせるまちづくりにつながることを期待する。

障害者の安心施策立案検討会について

1 目的

平成24年11月20日に開催された平成24年度第2回宇部市地域自立支援協議会において、「心身障害者福祉手当を廃止し、それに代わる施策を官民協働で検討する必要がある」との協議結果を踏まえ、障害者の安心につながる施策について検討することを目的とする。

2 検討の内容

心身障害者福祉手当に代わる施策の立案について

3 委員の構成

宇部市地域自立支援協議会委員のうち、参加を希望する委員 16 名

(敬称略)

氏名	所属（役職）
植田 育生	宇部市社会福祉協議会（地域福祉課長）
金子 絵里子	合同会社サポートセンターぴっころ（代表社員）
草地 仁史	NPO 法人ふらっとコミュニティ（社員）
佐伯 豪	生活支援センター「ふなき」（所長）
重村 裕子	宇部地区精神保健家族会（相談員）
田中 智子	日の山のぞみ苑（施設長）
田中 満子	宇部市身体障害者団体連合会（理事）
土屋 智	宇部市医師会（理事）
稗田 暢子	総合相談支援センター「ぷりずむ」（所長）
牧野 三希子	（公募委員）
益原 忠郁	宇部市障害者就労支援ネットワーク会議（会長）
益原 理子	宇部市障害者生活支援センター「ぴあ南風」（所長）
丸田 育美	宇部フロンティア大学（講師）
水田 和江	在宅障害児・者と家族を支援する会（会長）
山根 俊恵	宇部市障害者ケア協議会（部会長）
山村 智恵子	山口県立宇部総合支援学校（地域コーディネーター）

4 開催回数

平成25年2月から5回開催

5 その他

- (1) 宇部市地域自立支援協議会の実務者会議として設置する。
- (2) 検討会メンバーが欠席の場合は、代理の出席ができる。
- (3) 検討会は、公開で開催する。

障害者の安心施策立案検討会の経過報告

○第1回検討会

- ・月 日 平成 25 年 2 月 8 日
- ・場 所 宇部市役所 第 2 会議室
- ・出席者 委員 10 名
- ・内 容 施策の方向性について、本検討会で検討していくこととなった。また、障害者の安心に関わるキーワードとして、「居場所」と「地域の理解」が挙げられた。

○第2回検討会

- ・月 日 平成 25 年 3 月 19 日
- ・場 所 宇部市役所 第 2 会議室
- ・出席者 委員 8 名
- ・内 容 障害者の安心施策として、「緊急時の短期入所の確保」及び「障害者理解のための教育と啓発」について検討した。

○第3回検討会

- ・月 日 平成 25 年 4 月 16 日
- ・場 所 宇部市役所 第 4 会議室
- ・出席者 委員 9 名
- ・内 容 緊急時に利用できる短期入所について、施策の概要案を作成することとなった。また、見た目に分かりにくい障害の理解を、教育の中で深めている現状について確認することとなった。

○第4回検討会

- ・月 日 平成 25 年 5 月 14 日
- ・場 所 宇部市役所 第 1 会議室
- ・出席者 委員 8 名
- ・内 容 障害者理解のための教育と啓発について意見交換をした。その結果、障害者（児）とのふれあう時間の確保と教員の確保が必要であり、そのための資金的な支援が必要であるとまとめ、施策の概要案を作成することとなった。

○第5回検討会

- ・月 日 平成 25 年 6 月 12 日
- ・場 所 宇部市役所 第 1 会議室

- ・出席者 委員 11 名
- ・傍聴者 1 名
- ・内 容 心身障害者福祉手当の代替策としての安心施策として、4つの施策案がまとまった。また、地域自立支援協議会への報告書をまとめた。